

鴻巣市介護保険 住宅改修の手引き

鴻巣市健康福祉部介護保険課

介護推進担当

令和元年12月作成

令和6年10月改訂

《目 次》

1、はじめに 留意事項について	2、3ページ
2、住宅改修費支給制度について	4、5ページ
3、住宅改修費の支給限度基準額について	6、7ページ
4、住宅改修費支給方法	8ページ
5、住宅改修の種類	9、10ページ
6、住宅改修手続きの流れ	11、12ページ
7、事前申請提出書類作成時における注意事項	13、14ページ
8、事後申請提出書類作成時における注意事項	15～17ページ
9、介護保険住宅改修給付適正化事業について	18ページ
10、住宅改修に関する理由書を作成する業務に関する手数料支払いについて	19ページ
11、住宅改修費の受領委任払い登録事業者の取扱いについて	20ページ
12、住宅改修に関する Q&A	21～24ページ
13、介護保険住宅改修関係様式	別冊

【はじめに】

この手引きは、介護保険制度における住宅改修が適正かつ効果的に行われ、住宅改修費の支給を円滑に行うことを目的として作成したものです。介護保険住宅改修の概要、対象工事、支給手続及び注意点等を取りまとめているので、住宅改修等を行う際は、本手引きに記載されている内容を遵守いただき、手続等を進めてください。

なお、住宅改修費の支給に関して必要があると認めるときは、介護保険法第23条及び第45条第8項又は第57条第8項の規定により、市から追加書類の提出や書類の修正等を求める場合があります。求めに応じない場合は、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費をお支払いできないこともありますので、ご注意ください。

住宅改修費の支給決定を円滑に行えるよう、ご理解とご協力をお願いします。

【留意事項】

○住宅改修費の支給は公費による給付です。

住宅改修費の支給は、40歳以上の方から納付していただく介護保険料や国・県・市の負担金を財源とした公費による保険給付です。そのため、通常の住宅改修とは異なり、その給付を受けるためには保険者が定めたルールに従う必要があります。ルールに従わない場合、住宅改修費の支給が遅れるだけでなく、被保険者が支給を受けられないことにもつながります。制度を熟知し、被保険者が不利益を被ることのないようにしてください。

○被保険者にとって本当に必要な改修工事であることを最優先にしてください。

住宅改修等は、一般的なりフォームとは異なった配慮が必要です。被保険者の要望だけを聞くのではなく、身体の状態や家屋状況に応じた専門的見地から見出した真のニーズに基づき、適切かつ将来を見据えた改修を行ってください。

施工業者側の都合で、本来、必要のない箇所について改修工事を行うことは被保険者が将来において住宅改修工事を受ける機会を奪うことにつながりますので、絶対に行わないようにしてください。

○ケアマネジャー・地域包括支援センター職員の役割

住宅改修を利用する場合は「住宅改修が必要な理由書」（以下「理由書」という。）の提出が必要となります。被保険者から住宅改修の希望があった場合には、本人の身体の状態・介護の状況等を踏まえ、住宅改修の必要性を記載した理由書を作成してください。

なお、理由書の作成は、居宅介護支援等の一環ですので、原則担当のケアマネジャー及び地域包括支援センター職員（以下、ケアマネジャー等という。）が請け負うことになり、別途費用を請求することは出来ません。

ただし、理由書はケアマネジャー等以外に福祉住環境コーディネーター2級以上の有資格者も作成できるため、担当ケアマネジャーがいる場合であっても、住宅改修工事を請け負う事業者内の有資格者が理由書を作成しても差し支えありません。その場合には、住宅改修工事について双方で十分な連絡調整を図り、福祉住環境コーディネーター2級以上の有資格者が作成した理由書とケアプランとの整合性等の確認をお願い

いします。

また、業者の選定にあたっては、複数の業者から見積徴取するよう被保険者に説明します。

自立支援に即した質の高い住宅改修を実現するため、制度内容をよく理解した上で中立的な立場から本人・家族等に制度を説明してください。

○住宅改修の内容について

住宅改修は利用者の身体状況をはじめ、個々の事情が異なるため、同様の改修工事であっても、審査の結果、結論が異なることがあります。「他市では認められた」「他の利用者の場合は認められた」等の主張は認められません。

また、今回の工事が給付対象か否かケアマネジャーや施工業者が判断に迷う場合等、不明な点については「鴻巣市介護保険事業者質問票」を使用し、メールで送付してください。後日、書面で回答いたします。原則、お電話でのお問い合わせにはお答えいたしません。

【住宅改修費支給制度について】

要介護（支援）認定されている方が、できるだけご自宅で自立した生活をするために必要な住宅改修にかかる費用の一部が支給されます。手すりの取付けや床の段差解消等、資産形成につながらない比較的小規模なものが対象です。

支給を受けるためには、改修前（事前申請）と改修後（事後申請）にそれぞれ手続きが必要です。

住宅改修は、被保険者（利用者）の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、改修の予算等を総合的に勘案することが必要です。ご本人・家族・介護者にとって効果的で、かつ適正な改修が行われるよう、しっかりとした住宅改修計画を立てましょう。

改修前に必ず担当のケアマネジャーにご相談ください。

※担当のケアマネジャーがいない場合については、お住まいの地域を管轄している地域包括支援センター又は施工業者にご相談ください。

【支給要件】 ※（１）～（５）の全てに該当すること

- （１）要介護（要支援）認定を受けていること。※１
- （２）介護保険被保険者証に記載されている住所で、現に居住する住宅について住宅改修が行なわれること。※２
- （３）本人が在宅であること。※３
- （４）被保険者の心身や住宅の状況等に照らして必要な改修であり、工事の内容が介護保険制度の給付対象であること。※４
- （５）住宅改修の着工前に事前申請をして、鴻巣市から「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前申請承認決定通知書」が交付され申請内容が『承認』されていること。※５

《注意点》

※１ 介護認定申請中、区分変更申請中の方について

介護認定申請中や区分変更申請中の方であっても事前申請は可能ですが、事後申請は認定結果が出てからとなります。認定結果が非該当だった場合は支給を受けることができませんので、全額自己負担になります。

※２ 一時的に身を寄せている住宅の改修について

介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅改修が支給対象となります。そのため、介護保険の被保険者証に記載されている住所地以外で、一時的に居住するための住宅改修は、支給対象になりません。

※３ 入院中や施設入所中の方について

住宅改修は在宅の方が原則になりますが、入院中や施設入所中の方であっても、退院・退所予定が確実で、在宅生活に備えて住宅改修が必要な場合は事前申請することができます。事後申請は、退院・退所後になります（一時帰宅中の支給申請は認められません）。また、退院・退所ができなくなった場合は、支給を受けることができませんので、全額自己負担になります。

※４－１ 新築や増築の住宅改修について

住宅の新築時の住宅改修は対象になりません。新築の場合は、竣工時以降の住宅改修のみ対象になります。また、増築や老朽化、器具の故障等の場合は、支給対象になりません。

※4－2 ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合の改修について

住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに申請を行うことになります。ただし、世帯内の複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、内容や場所等が重複しないように申請してください。

※4－3 支給対象の工事内容について

支給の対象となる工事内容であるかどうかは、保険者である鴻巣市が判断します。同じ工事内容でも保険者毎に判断が異なる場合があります。

※5 決定通知書について

通知書（申請内容が『承認』されている場合のみ）到達後に着工してください。なお、条件が付されている場合がありますので、利用者に送付された通知の内容を確認してください。

【住宅改修費の支給限度基準額について】

支給限度基準額は要介護等状態区分（要支援・要介護）にかかわらず一律20万円

（内訳：1割の方⇒介護保険給付上限額18万円、自己負担額2万円

2割の方⇒ // 上限額16万円、自己負担額4万円

3割の方⇒ // 上限額14万円、自己負担額6万円 が上限です。

20万円の範囲内であれば何回かに分けて利用でき、2回目以降の支給限度基準額は、20万円からそれまでの改修費用を引いた残額となります。

※介護保険料の未納により給付額減額となっている場合は、保険給付率が3割又は4割になる場合があります。負担割合を確認する際には、介護保険負担割合証と併せて介護保険被保険者証の記載を確認してください。

※過去に住宅改修費が支給されていて、残額が不明な場合は、被保険者本人又は家族、担当のケアマネジャー、施工業者から鴻巣市役所にお問い合わせください。

また、以下の場合については再度申請上限額20万円の利用ができます。

①3段階リセット

初めて行った住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準とし、要介護等状態区分が3段階以上重くなった場合、新たに20万円を支給限度基準額として住宅改修を利用できます。ただし、着工日の要介護等状態区分で判断しますので、要介護等状態区分が上がった時点で住宅改修が行われないと適用されません。その後、要介護等状態区分が下がり、その時点で住宅改修を行っても適用はされません。

※「3段階リセット」は、同一の被保険者に対して1回しか適用されません。

初回の住宅改修着工日の 要介護状態区分		追加の住宅改修着工日の 要介護状態区分
要支援1又は旧要支援(第1段階)		要介護3(第4段階)・要介護4 (第5段階)・要介護5(第6段階)
要支援2・要介護1(第2段階)		要介護4(第5段階)・要介護5 (第6段階)
要介護2(第3段階)		要介護5(第6段階)

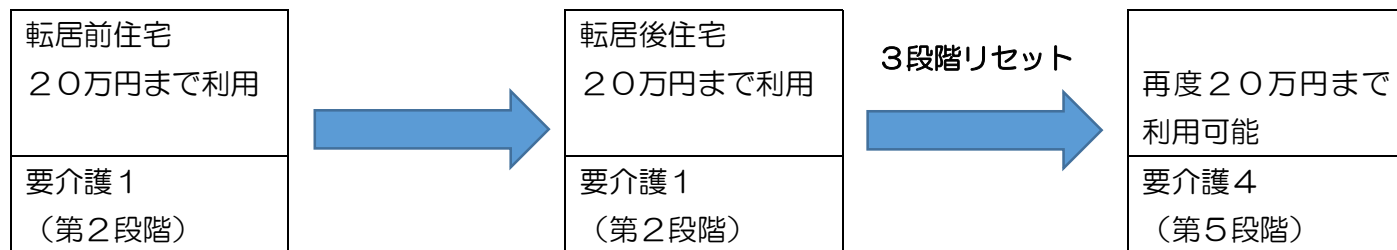
《注意点》

「3段階リセット」が適用された場合は、以前の住宅改修で支給限度基準額の残額があっても、リセット後の支給限度基準額は20万円のみとなります。

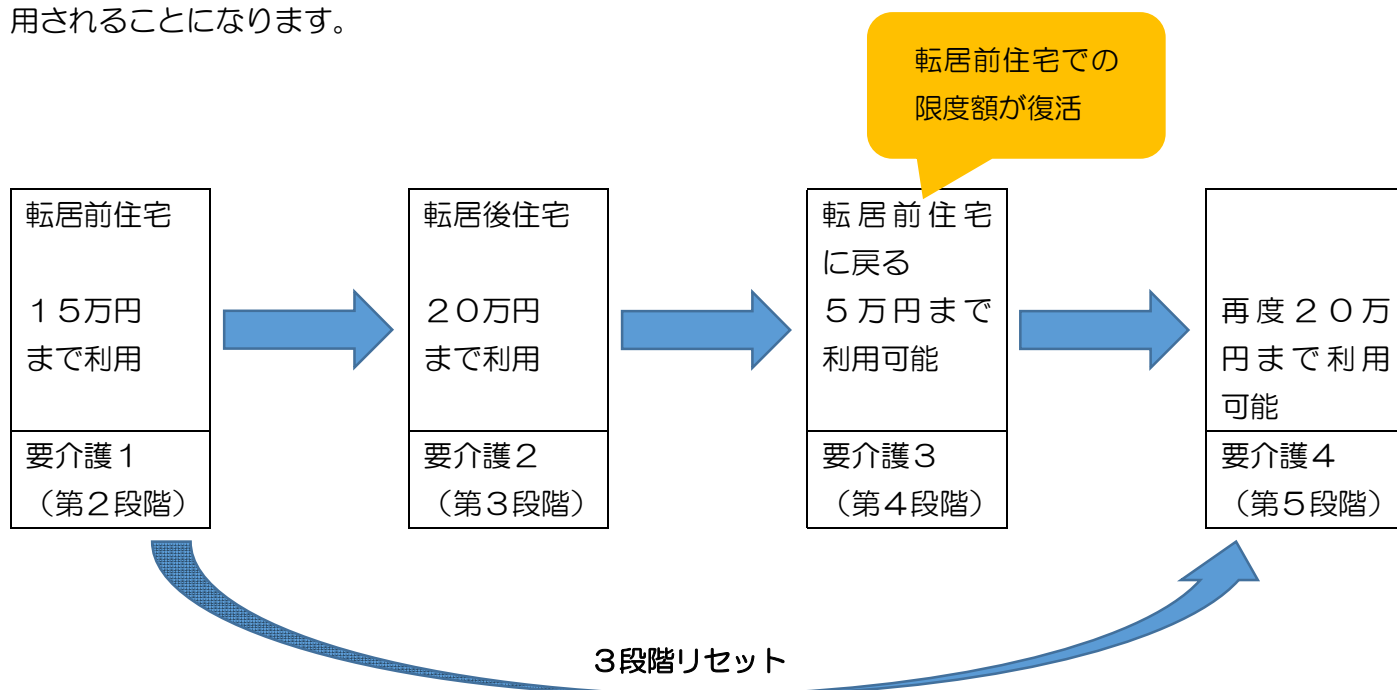
（例：要介護1の時に12万円の支給を受け、その後要介護4で住宅改修を行った場合は、要介護1時点の支給可能残額の8万円はリセットされることとなり、20万円が支給限度額となる。）

②転居によるリセット

市内転居した場合は、前住所地で住宅改修を利用していても、転居先で新たに20万円を支給限度基準額として住宅改修を利用できます。また、3段階リセットも転居後の住宅について初めて住宅改修に着手する日の要介護等状態区分が基準となります。



ただし、市内転居後、再度転居前の住宅に戻った場合は、転居前住宅に係る支給状況が復活し、転居リセットはなかったものとなります。3段階リセットの基準となる要介護等状態区分も、転居前のものが再度適用されることになります。



【住宅改修費支給方法】

住宅改修費の支給方法は、①「償還払い」②「受領委任払い」の2種類となっています。

①「償還払い」方式

被保険者は、一旦住宅改修費用全額を住宅改修施工業者に支払い、領収書を添付して事後申請することで、住宅改修の給付対象部分の9割、8割又は7割の金額が後日鴻巣市から被保険者に給付されます。

②「受領委任払い」方式

被保険者は、自己負担割合に応じた分（1割、2割又は3割）の金額のみを住宅改修施工業者に支払い、残りの9割、8割又は7割については、鴻巣市から受領委任払い契約を締結している住宅改修施工業者に支払います。

※受領委任払いとは

受領委任払いとは、給付対象者である被保険者が、住宅改修費の受領に関する権限を、住宅改修施工業者に委任することにより、住宅改修施工業者が、被保険者に代わり住宅改修費を受領できるようになる制度です。

受領委任払いを希望される場合は、鴻巣市に登録している「住宅改修受領委任払い登録事業者」の中から住宅改修施工業者を選択してください。登録事業者はホームページに掲載しております。また、窓口で一覧表もお渡ししています。

※次の場合は受領委任払い方式による申請はできませんので償還払い方式の申請になります。

- ①要介護新規認定申請中又は区分変更申請中で、認定結果が出ていない間に工事着工し、代金の領収まで行う場合
- ②被保険者が病院等に入院中・入所中の間に工事着工し、代金の領収まで行う場合
- ③介護保険料の滞納があり、給付制限を受けている場合

【住宅改修の種類】

（１）手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒防止、移動又は移乗動作の補助を目的として手すりを設置する工事です。手すりを取り付けるための壁の下地補強も対象になります。

ただし、取付け工事で固定しない床置きや便器を囲んで使用する手すりは福祉用具貸与の対象となります。

保険給付の対象工事	対象外工事
○ 居室内の手すり（居間・便所・浴室・玄関・階段等） ○ 敷地内の手すり（玄関ポーチ、門扉までの通路等） ○ 既存手すりの撤去（身体状況の変化等による付け替え・移設の場合） ○ 手すりの付け替え・移設（身体状況の変化等による場合）	× 集合住宅の共用部分の手すり × 敷地外の手すり × 既存手すりが老朽化及び破損したことによる付け替え

（２）段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差や傾斜を解消するために、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等を目的とする工事です。浴室の床のかさ上げに伴う給排水設備工事も対象になります。

ただし、取付け工事で固定しないスロープは福祉用具貸与又は福祉用具購入費、浴室内すのこは福祉用具購入費の対象となります。

保険給付の対象工事	対象外工事
○ 各居室の敷居を低く（撤去）する工事 ○ スロープ・踏み台を固定設置する工事 ○ 浴室の洗い場のかさ上げ工事 ○ 居室・廊下の段差をなくす工事 ○ 傾斜の解消	× スロープ・踏み台を固定せずに置くだけの工事 × 昇降機・リフト・段差解消機等動力を設置する工事

（３）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等を目的とする工事です。

床材の変更のための下地補強や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤整理も対象になります。

保険給付の対象工事	対象外工事
○ 畳からフローリング・ビニル系床材等への変更 ○ 浴室の滑りやすい床材を滑りにくい床材への変更 ○ 屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更 ○ 階段の滑り止め（固定されているもの）	× 老朽化や経年劣化による床材の張替え × 滑り止めマットを置くだけの工事

（４）引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替え工事のほか、ドアノブの変更、戸車の設置、扉の撤去をする工事です。

扉位置の変更等に比べて費用が低価に抑えられる場合に限り、引き戸等の新設も対象になります。

また、扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事も対象です。

保険給付の対象工事	対象外工事
○ 開き戸を引き戸・折り戸・吊り戸・アコーディオンカーテン等への取替え ○ 重い引き戸から軽い引き戸への取替え ○ 扉の位置・ドアノブ・戸車・レール・吊元の変更 ○ 扉の新設（扉位置の変更等に比べ、費用が低価に抑えられる場合に限り） ○ 扉の撤去	×扉の取替にあわせて自動ドアにした場合の動力部分の費用相当 ×間口の拡大

（５）洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える工事です。ただし、腰掛便器の設置は福祉用具購入費の対象となります。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合これらの機能等の追加は含まれません。

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更も対象になります。

非水洗和式便器から、水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合の水洗化又は簡易水洗化にかかる工事や、天井などの工事は対象外となります。

保険給付の対象工事	対象外工事
○ 和式便器から洋式便器への取替え ○ 便器の取替えに伴う床・壁の解体、床の修復工事 ○ 洋式便器の向きを変える工事	×洋式便器から洋式便器への取替え ×既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置 ×既存の和式便器を壊し、別の場所に洋式便器を設置 ×電気工事

（６）住宅改修の付帯として必要となる住宅改修（例）

①手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

②段差の解消

浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

③床又は通路面の材料の変更

床材の変更のための下地補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

④扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

⑤便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えの伴う床材の変更

【住宅改修手続きの流れ】

1 相談・施工業者の選定

要介護（支援）認定を受け、住宅改修のサービスを希望する被保険者は、担当のケアマネジャーに相談し、「住宅改修が必要な理由書」の作成を依頼します。

また、施工業者を選定し、施工業者に住宅改修に係る見積り、図面、改修予定箇所の写真等の関係書類を依頼します。なお、住宅改修工事は施工業者により金額に差異がありますので、3社程度見積りすることをお勧めします。



※ 相談後、ご自宅に関係者が現地確認のため訪問をします。

※ 担当のケアマネジャーがいない場合は、管轄の地域包括支援センター又は施工業者へご相談ください。

2 事前申請 ※支給要件の確認、工事の必要性、書類の不備等を確認します

次の書類を鴻巣市に提出し、事前申請を行います。

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給事前承認申請書及び委任状（ケアマネジャーや施工業者が申請する場合）
- ② 住宅改修が必要な理由書（担当のケアマネジャーや地域包括支援センター職員又は福祉住環境コーディネーター2級以上の有資格者が作成。）
- ③ 住宅改修に要する費用の総額を記載した見積書（施工業者が作成。）
- ④ 住宅改修部分の平面図、改修場所の改修前の日付入り写真及び改修の内容が分かる書類（どのように改修が行われるかを図等で明らかにしたもの）
- ⑤ 住宅所有者の承諾書（住宅所有者が被保険者本人や家族以外の場合。）



※ ①～④については必ず提出が必要です。

※ 書類の提出はケアマネジャー等や施工業者に依頼してもかまいません。

3 事前申請の承認

申請書類の審査後、鴻巣市から利用者宛へ「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前申請承認・不承認決定通知書」を郵送します。決定通知書で申請が「承認」されたか「不承認」だったかを確認し、施工業者に連絡してください。

※決定内容に条件が付けられている場合がありますので、その内容を確認し、施工業者に伝えてください。



※ 鴻巣市からの事前申請承認決定後に、工事内容・金額・施工業者等の変更、工事を取りやめる場合には、工事を一時中断し、速やかに介護保険課へご連絡ください。

※ 事前申請での工事内容を承認しておりますので、工事内容に変更があったことが事後申請時に判明した場合は、原則、給付対象外となりますのでご注意ください。

4 工事の着工・完了、工事費用の支払い

住宅改修工事の実施後、施工業者へ代金を支払い、領収証を受け取ります。



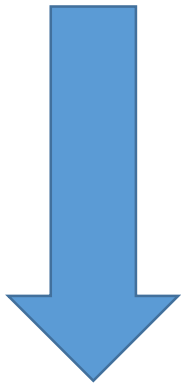
※ 償還払いの場合は、住宅改修に要した費用の全額をお支払いください。

※ 受領委任払いの場合は、住宅改修に要した費用のうち、負担割合に応じた費用をお支払いください。

5 工事完了後の事後申請

次の書類を提出し、事後申請を行います。

- 〈償還払い〉
- ①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書及び委任状 ※1
 - ②領収証の原本 ※2
 - ③工事費内訳書
 - ④改修部分の事前及び事後の日付入りの写真
- 〈受領委任払い〉
- ①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書及び委任状
 - ②介護保険住宅改修費等受領委任払いに係る委任状
 - ③領収証の原本 ※2
 - ④鴻巣市長宛の請求書（保険請求金額及び利用者の氏名が分かるもの） ※3
 - ⑤工事費内訳書
 - ⑥改修部分の事前及び事後の日付入りの写真



※1 事前申請時と同じ人が申請書を提出する場合は、委任状は添付不要です。

※2 領収証の原本の返却を希望される場合は、あらかじめコピーと一緒に提出してください。原本確認後、裏面に収受印を押印し、返却します（コピーのみの提出は不可）。

※3 受領委任払いの権利は、負担割合に応じた金額の受領によって発生するため、請求書の日付は、領収日以降（原則、提出日）で作成してください。なお、請求書以外の書類に不備があり、書類の再提出が必要になった場合は、請求書の日付も再提出日に訂正して作成してください。

6 支給

住宅改修費の給付を行います。

- 〈償還払い〉 被保険者本人へ決定通知書を送付し、支給申請書に指定された金融機関口座へ振り込みます。
- 〈受領委任払い〉 施工業者へ決定通知書を送付し、あらかじめ指定された施工業者の金融機関口座へ振り込みます。

【事前申請提出書類作成時における注意事項】

《全体を通しての注意事項》

- ・必ずボールペンで記入してください（インクが消えるボールペンは不可）。
- ・記入内容を訂正する場合は、修正ペンや修正テープ等を使用せず、二重線で訂正してください。

① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給事前承認申請書及び委任状

- ・申請書は全て記入の上、提出してください。空欄のままの提出が多く見受けられます。
- ・介護保険被保険者証を確認し、被保険者氏名・被保険者番号、生年月日、住所は誤りなく記入してください。
- ・着工予定日と完成予定日を記入してください。
- ・介護保険負担割合証及び被保険者証で負担割合を確認し、保険請求額（小数点以下切り捨て）を記入してください。
- ・申請者は被保険者本人です。
- ・ケアマネジャーや施工業者が申請する場合は、裏面の委任状が必要です。必ず受任者の所属する事業所名及び名前を記入し、委任を受けてください。

② 住宅改修が必要な理由書

- ・利用者の心身の状況、日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況を鑑み、改修の必要性を判断する上での重要な資料となるため、できるだけ具体的に、利用者の現状（困っていること、改善したいこと）や改修内容（改修の目的、効果、改善されること）が記入されていること。
- ・適切なアセスメントを行い、改修箇所が適切に判断されていること。
- ・1つ1つの工事に対し、番号を付け、見積書及び平面図、写真と一致していること。
- ・手すりの取付けや段差解消において、段差が原因とされている場合には、現状の段差がどの程度あるのか具体的な数値を用いて記入されていること。
- ・理由書は原則、担当しているケアマネジャー及び地域包括支援センターの担当職員が作成すること。
- ・理由書を福祉住環境コーディネーター2級以上の有資格者が作成する場合は、担当のケアマネジャーと十分連絡調整し、理由書の確認欄に担当ケアマネジャーの意見及び署名が記入されていること。また、合格証の写しが添付されていること。
- ・ケアマネジャー等が理由書を作成した場合も、そうでない場合も、複数業者に見積徴取するよう利用者に説明したかどうか記入してあること。

③住宅改修に要する費用の総額を記載した見積書

- ・様式記載の内容を網羅し、改修の種類、改修場所、改修部分ごとに工事内容を明記し、材料費と施工費、諸経費（部材の名称や商品名、規格、寸法等）を適切に区分し、記入されていること。必要な項目が網羅されている場合、指定様式以外の書類での提出も可能。
- ・1つ1つの工事に対し、番号を付け、理由書及び平面図、写真と一致していること。
- ・工事内容に介護保険支給対象外の内容が含まれている場合、保険給付の対象部分がわかるように記載されていること。
- ・解体費や材料費、施工費に区分することが困難な場合、対象部分の面積等の按分根拠が明記されていること。
- ・段差解消に伴う浴槽の取替等でユニットバスを設置する場合には、対象部分（浴槽、床など）が明らか

になるように記載されていること。

- ・ 改修する住宅の状況や被保険者本人の身体状況及び移動経路を確認し、必要な工事項目が過不足なく記載されていること。

※稀に、下地の費用を計上していたが、実際に着工した後下地が不要であるなど、改修前の確認が徹底されていないケースがありますので、注意してください。

- ・ 被保険者本人の氏名を記入し、見積書作成日及び施工業者の社判が押印されていること。
- ・ 見積書に有効期限がある場合は、完成予定日まで有効な見積書を提出すること。

④住宅改修部分の平面図、改修場所の改修前の日付入り写真及び改修の内容が分かる書類

- ・ 段差解消工事の場合、改修前と改修後の段差の数値が記入されていること。
- ・ 1つ1つの工事に対し、番号を付け、理由書及び見積書と一致していること。
- ・ 改修前の現状について、改修箇所ごとの写真を添付すること。
- ・ 改修箇所の全体を写すことが難しい場合は、複数枚に分けて撮影するなど、全体が分かるように撮影すること。

※写真は出来るだけ明るく、また改修箇所が分かりやすいように撮影すること。拡大しすぎて画像が荒くならないよう注意。

- ・ 必ず写真内に撮影日を入れること。

※カメラに日付機能がない場合は、日付を記入した黒板等を工事箇所に置いて撮影すること。写真に直接書き込んでいる場合やパソコンで加工した場合は認められません。

- ・ 手すりの取付け位置（床から○cm、便器先から○等）や長さ、その他の工事に関しても、施工範囲が特定できるようにされていること。手すりの取付けが段差を原因とする場合には、取付け位置にある段差の写真を添付。また、どの程度の段差が分かるようにメジャーを当てるなど、数値が分かるように撮影されていること。
- ・ 段差解消の場合、改修前の段差が確認できるようにメジャーを当てるなど、数値が分かる写真を添付すること。

※メジャーの写真が小さすぎて数値が分かりにくい写真が多く見受けられます。拡大するなど適切に対応してください。

⑤ 住宅所有者の承諾書（被保険者と住宅の所有者が異なる場合）

- ・ 事前申請の際に必ず提出してください。

【事後申請提出書類作成時における注意事項】

《全体を通しての注意事項》

- ・ 事前申請時を参照してください。
- ・ 事後申請の際に、見積額、既改修費用額、支給可能残額、申請額の欄記載の金額を訂正する場合には、申請書の書き直し、又は被保険者の訂正印で訂正してください。

※選択する支払方法により、提出書類が若干異なりますので、ご注意ください。

〈償還払い〉

①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書及び委任状

- ・ 申請書は全て記入の上、提出してください。空欄のままの提出が多く見受けられます。
- ・ 事前申請時と同じ人が申請書を提出する場合には、委任状は添付不要です。

②領収証の原本

- ・ 領収証の金額が、見積金額と同額であること。
- ・ 介護保険対象外工事が含まれる場合には、総額及び介護保険対象内工事が明記されていること。
- ・ 領収年月日が記載されていること。
- ・ 施工業者の押印があること。
- ・ 宛先が被保険者本人の氏名であること。
- ・ 領収金額が一定額（5万円＋消費税相当額）以上の場合、収入印紙が貼付されていること。

③工事費内訳書

- ・ 原則、事前申請で提出した見積書と内容が同じであること。
※事前申請時の見積金額及び工事内容に承認をしているため、工事の変更等は認められません。
※やむをえず部材が変更になる等、減額になる場合は減額になった理由を明記し、提出すること。
なお、改修費用の増額は認められません。
- ・ 工事が終了し金額が確定しているため、「見積書」ではなく「内訳書」であること。

④改修部分の事前及び事後の日付入りの写真

- ・ 改修部分ごとに、事前の写真と事後の写真を横に並べ、改修工事の内容が明確になるようにすること。
- ・ 必ず写真内に撮影日を入れること。
※カメラに日付機能がない場合は、日付を記入した黒板等を工事箇所に置いて撮影すること。写真に直接書き込んでいる場合やパソコンで加工した場合は認められません。
- ・ 事前の写真は、事前申請に添付した写真をそのまま使用すること。
- ・ 手すりは、取り付けた手すりが全て映るように撮影すること。
- ・ 段差解消工事の場合、改修後の段差の有無が明確に分かるよう、メジャーをあてるなど数値が分かるようにすること。フラットになり、メジャーがあてられない場合は、段差解消部分に黒板等を置き、段差がなくなったことが写真で分かるようにすること。
- ・ 踏み台等を設置した場合には、踏み台がビス等で確実に固定されているか分かる写真を添付すること。
表面から分からない固定方法による場合は、工事途中の写真も添付すること。

- ・ 床材変更及びユニットバス工事の場合は、改修前後が著しく変わってしまう為、必ず工事途中の写真を添付すること。
- ・ 「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前申請承認・不承認決定通知書」に条件として事後申請時の追加写真の添付が付されている場合には、その条件を満たす写真を追加で撮影すること。

〈受領委任払い〉

①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書及び委任状

- ・ 申請書は全て記入の上、提出してください。空欄のままの提出が多く見受けられます。
- ・ 事前申請時と同じ人が申請書を提出する場合には、委任状は添付不要です。

②介護保険住宅改修費等受領委任払いに係る委任状

- ・ 委任状は、必ず被保険者又は家族が記入してください。

③領収証の原本

- ・ 領収証の金額は、自己負担割合に応じた金額であること。
- ・ 介護保険対象外の工事があった場合、対象内と対象外が明確に分かること。
- ・ 領収年月日が記載してあること。
- ・ 施工業者の押印があること。
- ・ 宛先が被保険者本人の氏名であること。
- ・ 領収金額が一定額（5万円＋消費税相当額）以上の場合、収入印紙が貼付されていること。

④鴻巣市長宛の請求書（保険請求金額及び利用者の氏名が分かるもの）

- ・ 宛先が鴻巣市長になっていること。
- ・ 請求年月日が記入してあること。
- ・ 事業者の請求印が押印してあること。
- ・ 請求年月日が、事後申請書提出日になっていること。

⑤工事費内訳書

- ・ 原則、事前申請で提出した見積書と同じ内容であること。
※事前申請時の見積金額及び工事内容に承認をしているため、工事の変更等は認められません。
※やむをえず部材が変更になる等、減額になる場合は減額になった理由を明記し、提出すること。
なお、改修費用の増額は認められません。
- ・ 工事が終了し金額が確定しているため、「見積書」ではなく「内訳書」であること。

⑥改修部分の事前及び事後の日付入りの写真

- ・ 改修部分毎に、事前の写真と事後の写真を横に並べ、改修工事の内容が明確になるようにすること。
- ・ 必ず写真内に撮影日を入れること。
※カメラに日付機能がない場合は、黒板等に日付を記入し、工事箇所に置いて撮影すること。写真に直接書き込んでいる場合やパソコンで加工した場合は認められません。
- ・ 事前の写真は、事前申請に添付した写真を使用すること。

- 手すりは、取り付けた手すりが全て映るように撮影すること。
- 段差解消工事の場合、改修後の段差の有無が明確に分かるよう、メジャーをあてるなど数値が分かるようにすること。フラットになり、メジャーがあてられない場合は、段差解消部分に黒板等を置き段差がなくなったことが写真で分かるようにすること。
- 踏み台等を設置した場合には、踏み台がビス等で確実に固定されているか分かる写真を添付すること。表面から分からない固定方法による場合は、工事途中の写真も添付すること。
- ユニットバス工事の場合、改修前後が著しく変わってしまう為、必ず工事途中の写真を添付すること。

⑥改修部分の事前及び事後の日付入りの写真

「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前申請承認・不承認決定通知書」に条件として事後申請時の追加写真の添付が付されている場合には、その条件を満たす写真を追加で撮影すること。

【介護保険住宅改修給付適正化事業について】平成25年3月～

1、概要

住宅改修の目的に沿った改修になるよう、また介護保険住宅改修費の支給の適正化を図るために、すべての住宅改修の申請について、市の職員が書類による審査、確認を行っておりますが、その際必要に応じて、「現地確認のための訪問調査」を行います。

2、調査対象要件

- ・申請金額20万円（保険給付費18万円、16万円又は14万円）で、調査が必要であると考えられる工事内容の場合
- ・その他、調査が必要であると考えられる工事内容の場合

3、調査内容

事前申請及び事後申請それぞれにおいて、2の調査対象要件に該当し、かつ居住状況やご利用者の身体状況等を直接確認する必要があると考えられる場合に、ご利用者のご自宅を訪問して現地での確認を行います。

この場合は、必ず事前に利用者の方へご連絡し、訪問調査することへの同意を得てから行います。

また、確認の結果は帰庁後課内で検討の上、連絡します。

4、協力依頼について

訪問調査を実施するにあたり、担当のケアマネジャー、住宅改修が必要な理由書作成者、工事の施工事業者の方に立ち会いをお願いすることになります。日程調整等を含め、ご協力をお願いします。

また、調査を行うことで、事前申請及び事後申請があってから工事着工の可否の判断や給付費の支給までに、調査期間がかかることとなりますが、保険給付の適正化のために必要な取り組みですのでご理解ください。調査は速やかに実施するように努めますが、特に事前申請につきましては、工事着工予定日までに余裕をもってご提出ください。

【住宅改修に関する理由書を作成する業務に関する手数料支払について】

住宅改修費支給申請の際に提出する「住宅改修が必要な理由書」は、居宅介護支援（介護予防）の一環として、担当する介護支援専門員や地域包括支援センター職員が作成することとされています。しかし、介護保険サービスのうち住宅改修のみを利用する被保険者には、居宅介護（介護予防）支援が行われないため、理由書の作成者の確保が困難な場合があります。

そのため、住宅改修に係る適切なマネジメントを受けられるよう、介護支援専門員等（地域包括支援センター職員及び福祉住環境コーディネーター２級以上の者を含む）が、介護保険制度の住宅改修に関する相談・助言及び住宅改修費の支給の申請に係る「理由書」を作成した場合に対する助成があります。

【支給要件】 ※（１）（２）いずれにも該当すること

（１）住宅改修の事前申請に際し、住宅改修が必要な理由書を介護支援専門員等が作成すること。ただし、被保険者が理由書作成月において、居宅介護支援、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受けている場合は助成対象としない。

（２）作成された理由書に基づき、要介護（支援）被保険者が居宅介護住宅改修費の保険給付を受けること。また、福祉住環境コーディネーター２級以上等が理由書を作成した場合においても、利用者から作成費用を徴収することはできない。徴収した場合は、助成対象としない。

【支給単価】

１件につき ２，０００円及び消費税相当額

【支給対象者】

- ① 介護支援専門員
- ② 地域包括支援センター職員
- ③ 福祉住環境コーディネーター２級以上の資格を有する者

【提出書類】

- ・ 介護保険住宅改修支援事業手数料支給申請書
- ・ 住宅改修が必要な理由書の写し

【提出期限】

住宅改修が完了した日の属する月の翌月の１０日まで

【支払方法】

介護保険住宅改修支援事業手数料請求申請書の審査を行い、作成した理由書に係る住宅改修費の支給の確認後、支給決定通知書を送付します。その後に、介護保険住宅改修支援事業手数料請求書を提出してください。振込先の口座は、請求書に記載された口座となります。

【住宅改修費の受領委任払い登録事業者の取扱いについて】

本市では平成28年4月より、「鴻巣市介護保険住宅改修費等の支給に関する要綱」に基づき、住宅改修費の支給について従来の「償還払い」ではなく「受領委任払い」の取扱いについても実施しています。

被保険者が「受領委任払い」を選択できるのは、本市に「受領委任払い登録業者」として届出を行っている事業者が行った住宅改修工事のみとなります。

- 登録を希望する事業者は、事業所ごとに次の書類を提出してください。
 - ①介護保険住宅改修費等受領委任取扱事業者登録届出書（様式第1号）
 - ②介護保険住宅改修費等受領委任払い制度に係る取扱誓約書（様式第1号の2）
- 住宅改修費に係る登録の対象となる事業者は、次の全てに該当する事業者となります。
 - ①過去3年以内に埼玉県内において介護保険における住宅改修の対象工事を行っていること。
※登録届出書に、工事の実績が分かる書類を添付（例、申請書の写しなど）。
 - ②介護保険における住宅改修の対象工事について、十分な知識を有していること。
- 登録事業者については、ホームページに掲載します。
- 登録内容に変更があった場合は、要綱第9条により速やかに「介護保険住宅改修費等受領委任払い登録事業者登録事項変更届出書（様式第2号）」を提出し、変更内容を届け出てください。
- 事業を廃止するなどの理由で登録を辞退、事業を休止又は再開する場合には、要綱第10条により速やかに「介護保険住宅改修費等受領委任払い登録事業者登録辞退（休止・再開）届出書（様式第3号）」を提出してください。
- 「受領委任払い登録業者」の有効期間は5年間です。有効期間終了後も引き続き登録を希望する場合は、有効期間内に再度届出が必要です。（例：令和6年10月1日登録→令和11年9月30日まで有効。令和11年10月1日以降も登録を希望する場合には、令和11年9月30日までに届出をお願いします。）
- 申請書等書類の訂正を依頼したにもかかわらず応じない等「受領委任払い登録業者」として適切でないと判断した場合は、要綱第11条により登録の取消しを行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

住宅改修に関する Q&A

事業者から寄せられた住宅改修に関する Q&A 等を抜粋して掲載しています。質問がある場合は、「鴻巣市介護保険事業者質問票」にて提出してください。

1 手すりの取付け

Q1 廊下拡張工事は認められないが、拡張した廊下到手すりを取り付ける工事は対象となるか。

A1 手すりの取付けに要した費用のみ対象となる。

Q2 シャワーフックの機能がついている手すりをつけることは住宅改修の対象となるか。

A2 手すり部分は対象となるが、シャワーフック部分は対象とならない。したがって、手すりの部分とシャワーフックの部分を分け、それぞれの金額の内訳を明確にし、そのうちの手すり部分のみが対象となる。なお、それぞれの部分に按分できない部分はすべての部分について対象外となる。

Q3 トイレ到手すりをつけるときに、トイレットペーパーホルダーの位置につけたいので、トイレットペーパーホルダーの位置を変更するときの工事費は対象となるか。

A3 手すりをつけるのに必要な工事であるので、給付の対象となる。ただし、トイレットペーパーホルダーを取り外しのついでに新しいものに取り換える場合のトイレットペーパーホルダーの購入費は対象外である。

2 段差の解消

Q4 床段差を解消するために浴室内にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。

A4 浴室内のすのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内のすのこ（浴室内において浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる。

Q5 玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。

A5 玄関の上がり框（かまち）への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。

Q6 脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げを行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよい。

① 水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更。

② 浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げるなどの工事

③ ②の状態、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事

A6 ①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない。

Q7 平成12年12月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよい。

A7 浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えない。

Q8 ユニットバスへの改修工事の際、同じ住宅に要介護者が2名おり、各々の身体状況に合わせて必要な工事を行いたい場合、1つの工事で2人分申請を上げてよいのか。

A8 例えば、Aさん→脱衣所と浴室洗い場との段差の昇降が困難なので、段差解消する必要性がある。

Bさん→浴槽跨ぎが困難なので、浴槽を浅めのものに取り替える必要がある。

この場合には、それぞれの工事費を按分することが出来れば、それぞれ支給対象となる。

しかし、AさんもBさんも浴槽跨ぎが困難で浴槽の取替えが必要な場合、浴槽の取替え工事に対し、20万円×2＝40万円は認められない。

Q9 段差解消によって、ドアの下に隙間ができるので、ドアに接ぎ木をして隙間をなくす工事は給付の対象になる付帯工事に該当するか。

A9 給付の対象になる付帯工事に該当する。

Q10 トイレ内が廊下より数センチ低く、段差が発生してしまっている。この段差を解消する為トイレの床をかさ上げしたいが、その為には便器を一度取り外し、段差解消の後に再び取り付ける必要がある。この取り外し・取り付け費用は支給対象になるのか。

A10 支給対象になる。かさ上げに必要な内容である。「浴室床の段差解消に伴う給排水設備工事」等の付帯工事と同じ認識とする。

Q11 居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。

A11 玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。

3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

Q12 通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。

A12 例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。

Q13 通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、住宅改修の支給対象となるか。

A13 いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。

4 引き戸等への扉の取替え

Q14 門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。

A14 引き戸等への扉の取替えとして支給対象となる。

Q15 玄関口の拡大をする場合は、該当するのか。また、開き戸から開き戸への変更も該当するのか。

A15 単に玄関口を広げるための改修は該当しない。（廊下の拡幅も同様である。）ただし、玄関の扉を

開けやすいものにするために玄関を広げる必要がある場合は付属する工事として該当する。
開き戸から開き戸への変更については、重いものから軽いもの等に変えることによって、利用者の自立をうながすことになるなら該当する。

Q16 引き戸を交換するに当たり、壁を新設する工事は介護保険の給付に該当するか？

A16 住宅改修の引き戸の交換の付随する工事として、壁の改修も認められているので、引き戸の交換に壁の設置が必要であるならば、給付の対象となる。

5 洋式便器等への便器の取替え

Q17 リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給対象となるか。

① 洋式便器をかさ上げする工事

② 便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合

A17 ①は支給対象となる。

②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象として差し支えない。

③については、住宅改修ではなく、腰掛け便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となる。

Q18 和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となるか。

A18 商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。

Q19 既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。

A19 介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。

6 その他

Q20 賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。

A20 賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。ただし、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を求めたときは、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断するものとする。

Q21 分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。

A21 賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意（区分所有法による規定も可）があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。

Q22 家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。

A22 被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。

Q23 工事着工した日に被保険者が医療機関に入院してしまった場合、保険給付はどうなるか？また、万が一死亡した場合はどうなるのか？

A23 医療保険と介護保険の併用は不可であることから、入院した時点で完成している工事のみが保険給付の対象となる。

死亡した場合も上記と同様死亡した時点での完成部分までが対象であるが、今回は入院しているため、入院した日時点での完成状態を基準とする。

なお、死亡した場合の事後申請者及び領収書の宛名は被保険者本人ではなく、被保険者の家族であること。

Q24 施設に入所中で、一時的に外泊しているが、住宅改修を行えるか？

A24 施設入所中では在宅サービスは利用できないので、住宅改修も行えない。ただし、施設の退所が決まっていて、自宅での生活の準備のためならば入所中でも事前申請は行える。ただし、事後申請は退所し自宅で暮らすようになってからでないとできない。

Q25 以前鴻巣市内在住時に、手すり及び段差解消の住宅改修を行い、限度額をすべて利用した。その後市外に転出し、認定は終了した。再び市内の同住所の別の建物に転入する予定だが、以前住宅改修を行った建物とは別の建物になるので、住宅改修の限度額はリセットにならないか。

A25 介護保険住宅改修における限度額のリセットされる要件として、「転居」があるが、転居とは住所を移すことであり同一住所内での住んでいる建物の変更は転居に該当しない。また、転居前の住所に戻ってきた場合は、転居前の支給状況が引き継がれる。

したがって、当該案件では転居前の住所に戻ってきたので転居前の支給状況が復活し、同一住所内での建物の移動ではリセットにならない。